

北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例（概要）

1 条例制定の背景、目的

（背景）

再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設以降、太陽光発電施設の導入件数が増加し、事業者間の競争の激化、さらには、固定買取価格の引き下げ等により、太陽光発電施設設置者の経営悪化に伴う倒産等が急増し、管理されない状態で放置されることが危惧される。

また、適切な管理、運営を行わないことによる土砂の流出、周辺景観への配慮による設計変更、さらには、災害により破損した太陽電池モジュールによる感電等の問題が顕在化している。

（目的）

太陽光発電施設が長期にわたり安定的に発電を継続していくためには、上記背景等の諸問題に配慮し、地域と共生することが重要であるため、計画段階で事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行うことにより、地域環境の保全を図り、良好な住居環境を維持することを目的とする。

2 施行日 平成30年1月1日

3 主な内容

○太陽光発電施設の設置者、管理者の責務（第4条）

- ・周辺環境の保全及び災害防止のために必要な措置の実施
- ・地域住民に対する設置計画の説明の実施
- ・廃止後の速やかな撤去 等

○太陽光発電施設の出力量500kw、事業区域の面積が5,000㎡以上の設置者（以下「対象設置者」という。）の責務（第5条）

- ・災害時及び事業廃止後の措置に要する費用の計画的な積立て

事業期間中に災害が発生した場合において、大量に破損した太陽光パネル等が発生することも想定され、これらを長期にわたり放置することにより太陽光パネルに含有している有害物質が漏洩し土壌を汚染すること、また、設置者及び管理者の責務として定めている「廃止後の措置^{※1}」をより確実、かつ、迅速に実施されるよう費用の計画的な積立を義務化した。

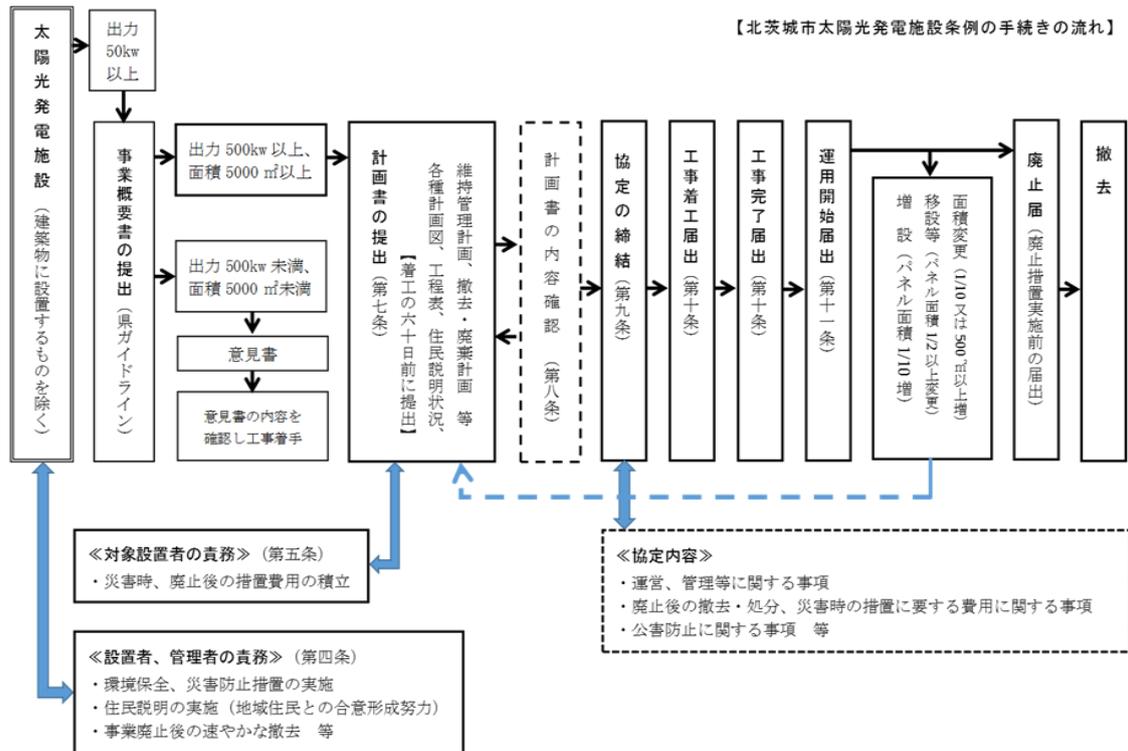
^{※1}；規則において、廃止後の措置として「速やかに撤去すること」と記載

○対象設置者の計画書の届出（第7条）

工事着工の60日前までに、周辺地域への影響予測、定期的な点検及び維持管理の計画、廃止後の施設の撤去・廃棄の計画等を盛り込んだ計画書の届出。

○太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定の締結 (第9条)

協定の内容は、①施設の維持、管理等に関する事項、②環境保全、公害防止に関する事項、③災害時、廃止後の措置に関する事項を盛り込む。



○廃止時の届出 (第11条)

設置計画書に「廃止後に係る計画」を提出しているものの、リサイクル技術の発展等により設置時の情勢から変化していることが想定されるため、廃止措置の実施前に届け出るものとしている。

○勧告、公表 (第17条)

設置者、管理者に対し、指導・助言をすることとしているが、正当な理由がなく、それに従わない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告できるものとしている。勧告に従わない場合は、氏名等を公表できるようにしている。

○経過措置 (附則)

住民説明、対象設置者の責務、計画書の届出 (増設時の届出を含む。)、地位の承継について、本条例施行日以降に工事に着手するものに適用。

施行日から平成30年4月1日までの間に工事に着手するものについては、施行日から60日以内に計画書を届け出るものとする。